

不正資金の隠匿事例

○ 脱税によって得た不正資金の隠匿場所

- 隠匿事例 1 : 物置内の金庫
- 隠匿事例 2 : 室内に置かれたスーツケース①
- 隠匿事例 3 : 室内に置かれたスーツケース②
- 隠匿事例 4 : 室内に置かれたスーツケース③
- 隠匿事例 5 : 室内に置かれたスーツケース④

【隠匿事例 1】 物置内の金庫



現金：7億3,000万円

【隠匿事例 2】

室内に置かれたスーツケース (その①)



現金：1億円

【隠匿事例 3】

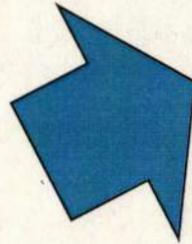
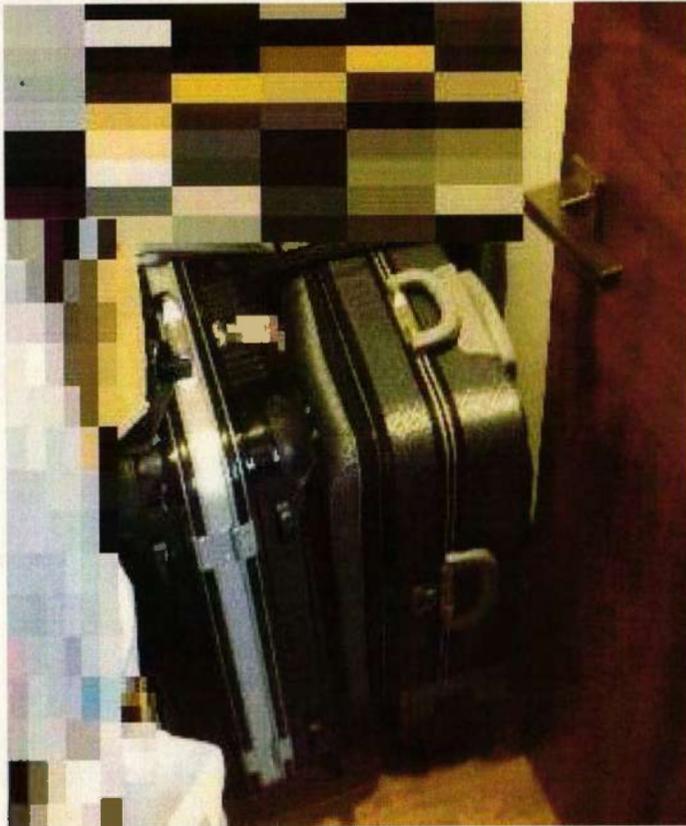
室内に置かれたスーツケース (その②)



現金 : 7,800万円

【隠匿事例 4】

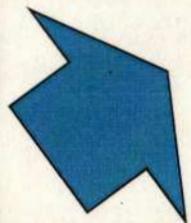
室内に置かれたスーツケース (その③)



現金：1億2,041万円

【隠匿事例 5】

室内に置かれたスーツケース (その④)



現金 : 8,900万円

令和6年度「査察の概要」の記者発表について

1 目的

「査察の概要」の記者発表は、査察部門の一年間の取組結果を広く国民一般に周知し、租税犯罪の一般予防、納税道義の向上及び税務行政への信頼確保など、公益を図ることを目的として実施している。

2 日程

記者レク：令和7年6月16日(月) 予定

テレビ取材：令和7年6月17日(火) 予定

報道解禁日：令和7年6月18日(水) 予定

(ホームページ・テレビ解禁、但し新聞は6月19日(木)解禁)

3. 記者発表の方法

- 国税庁記者クラブ及び潮見坂記者クラブ等に対して記者レク
- 査察課長へのテレビインタビュー
- 国税庁ホームページに記者発表資料を掲載
- 都市4局において、局毎に作成した記者発表資料を投込み
- 「令和6年度査察の概要」の国税庁HP掲載について、**X（旧ツイッター）**及び**メールマガジン**でも配信し周知する。

「令和6年度 査察の概要」の記者発表について

1 「令和6年度 査察の概要」のポイント

- 令和6年度の査察事績は、検察庁に告発した件数は98件、脱税総額（告発分）は82億円、1件当たりの脱税額は84百万円、告発率は65.3%と、前年度とほぼ同水準。
- 国庫金の詐取ともいうべき消費税不正受還付事案について、過去5年で最多の17件を告発。
- 査察制度の目的に鑑み、特に、以下のような、消費税事案、無申告事案、国際事案、時流に即した事案などの社会的波及効果が高いと見込まれる事案を重点事案として積極的に取り組んだ。
 - ・ 高級腕時計の輸出販売を装うため高価な腕時計を購入したとする領収証を偽造することにより消費税の還付を不正に受けた消費税事案
 - ・ 自身が代表を務める法人の自己保有株式の譲渡収入を得ていた者が確定申告書を提出しなかった無申告事案
 - ・ コンサルティング報酬を海外預金口座で留保する方法により所得税を免れていた国際事案
 - ・ 脱税指南者が給与所得者に対し源泉所得税の還付を指南した事案、その他医療、税理士・弁護士、太陽光、芸能事務所事案などの社会的波及効果が高い事案
- 令和6年度中の一審判決99件全てにおいて有罪判決。そのうち13人に対して実刑判決が出され、消費税法違反を含むものは半数以上の7人。

(参考1) 近年の着手・処理・告発件数・脱税額（告発分）

(単位：件、%、百万円)

区分 \ 年度	令2	3	4	5	6
着手件数	111	116	145	154	151
処理件数	113	103	139	151	150
告発件数	83	75	103	101	98
告発率	73.5	72.8	74.1	66.9	65.3
脱税額（告発分）	6,926	6,074	10,019	8,931	8,230
1件当たり	83	81	97	88	84

(参考2) 近年の重点事案に係る告発件数

(単位：件)

区分 \ 年度	令2	3	4	5	6
消費税事案	内9 18	内9 21	内16 34	内16 27	内17 29
無申告事案	13	16	15	16	13
国際事案	27	17	25	23	20

(注1) 一事案が複数の重点事案に該当する場合は、それぞれでカウントしている。

(注2) 消費税事案の内書は、消費税不正受還付事案の件数であり、ほ脱犯との併合を含む。

2 記者への説明ぶり（案）

○ 以下の点について、口頭で記者へ説明することとしたい。

- ① 令和6年度の査察事績は、前年度とほぼ同水準。
- ② 国庫金の詐取ともいうべき消費税不正受還付事案について、過去10年間で最多の17件を告発するなど、社会的波及効果の高い事案を積極的に告発。

（参考3）過去10年間の消費税不正受還付事案

（単位：件）

年度	27	28	29	30	令元	2	3	4	5	6
告発件数	6	11	12	16	11	9	9	16	16	17

③ 国際事案への対応については、

- ・ 租税条約等に基づく外国当局に対する情報提供要請をこれまで以上に積極的に行っているほか
- ・ 昨年5月には、OECD各国等の租税・金融犯罪調査当局が執行面の議論を行う枠組み「租税犯罪タスクフォース（TFTC）」の議長に武田調査査察部長が就任し、各国当局とのネットワーク強化や脱税傾向・捜査手法の共有にも一層取り組んでいる。

④ 例年告発上位の建設業、不動産業のほか、以下のとおり、昨今の社会経済情勢（SNSなどインターネットを介したプラットフォームの普及による市場規模の拡大、匿名性の高いオンラインの取引環境）を背景に、多岐にわたる業種を告発。

- ・ アフィリエイト収入やライブ動画などの配信事業者
- ・ ネットオークション・フリマサイトによる販売事業者

（参考4）告発の多かった業種

令4		令5		令6	
業種	者数	業種	者数	業種	者数
建設業	22	不動産業	18	建設業	21
不動産業	13	建設業	16	不動産業	11
小売業	12	人材派遣	6	人材派遣	5
人材派遣	5	小売業	5	—	—

⑤ 近年の経済取引のデジタル化や国際化に伴い、大量のデータを解析する必要がある事案や国境をまたいだ取引を行っている事案なども見受けられるところ、令和7年度においては、引き続き、デジタルフォレンジック技術を用いた証拠収集技術の研鑽や、外国当局との関係を強化し、租税条約等に基づいて外国当局から入手した情報の有効活用に努めていく。

⑥ 適正に納税している人との間に不公平感を生む結果を抱かせないように、査察の使命を果たしていく。

○ 査察事績が前年よりも減少した点について記者から問われれば、次のとおり回答。

- ・ 多種多様な業種業態に調査を行っていること、
 - ・ 取引先が近いものもあれば海外などの遠隔地であるものなど様々であること、
- など、個別性が強いいため、その理由を一概に述べることは困難。